

# SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)  
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

離婚の際、問題となるのは「財産分与・離婚後の扶養・養育費」（経済の問題）と「どちらが子どもを育てるのか」（親権・監護権の問題）ということです。

夫婦の間で話し合いがつかず裁判にまでなってしまうとき、しばしばこの二つは密接な関係を持って争われ、相手方との駆け引きに使われる場合もあります。まるで、裁判の勝ち負けを争うときの切り札のようです。

## ① 夫婦の財産

明治民法には「夫は妻の財産を管理する」という決まりがありました。例えば妻が結婚する前から「自分のもの」として持っている不動産であっても、夫の同意がなければ売買することができなかつたのです。

昭和22年の民法改正で、この決まりは「夫婦の財産はそれぞれが管理する」と改められました。「夫婦の一方が結婚する前から持っている財産と、結婚してから自分の名義で手に入れた財産は、夫婦それぞれが単独で持っている財産とする」となつたのです。この改正は、それぞれの財産を各自で管理するという、対等で独立した夫婦の関係の出発点となるはずでした。

それがうまく行かなかつたのは、戦後の家庭生活が「男（夫）は仕事・女（妻）は家事」という性別役割分担を当然のこととして成り立っていたからです。

家計は夫の給料によってまかなわれ、蓄えは夫名義の預貯金となり、不動産は夫名義で購入されます。「一体誰に食わせてもらっていると思ってるんだ！」夫婦間で言い争いになったとき、この夫の一言に、悔しい思いを抱きながらも妻の口は封じられてしまつたのです。

現在では、結婚していた間にできた夫婦の財産は名義を問わず夫婦の共有であるという認識が行きわたっているものの、いまだに家事・育児は女性の仕事として、妻が一方的に負担を負わされていることが多いようです。  
(男性読者はいかほど家事を分担されているでしょうか?)

## ① 子どもを育てる



子どもを育てたい親ばかりとは限りません。仮に母親が子どもを育てることに積極的ではないとしたら、父親は無理をしてでも「自分が育てる」と言うでしょう。しかし、父親に子どもを育てたいという気持ちがあっても、一般的に父親がひとりで子どもを育てるのは無理ではないかと、考えられています。

日本では、短時間勤務や定時退出を認めて育児に理解を示す職場は限られているからです。男性社員は特に、周囲の冷たい視線を感じることでしょう。

子どもを育てる時間を確保するため、給料が下がることを承知の上で転職した父親もいます。母子家庭には、所得に応じて国から児童扶養手当が支給されます。対象外となる父子家庭には、現在一部の自治体が独自の制度を設けて支給していますが、新政権は「父子家庭にも支給」との改正に動き始めました。

監護者は父母に限られるわけではなく、離婚した夫婦のいずれかの祖父母が子どもの養育を引き受けることも珍しくありません。

「子どもを引き受けよう」と言ってくれる祖父母が遠くに住んでいるときには、親と子どもは離れて生活することになります。この場合は、親の事情で離れて暮らさなければならなくなる子どもの話をよく聴いて、慎重に判断すべきです。

離婚を決意した夫婦にとって、たとえその相手方がいまや受け入れられない存在としても、子どもが自分の子どもであることには変わりはありません。子どもの共通の親として、子どもの幸せを中心として、自分が果たすべき役割を考えましょう。

子どもは、自分の有利にことを運ぶ道具ではありません。子どもが心豊かに成長できるように、将来、お父さん・お母さん・子どもそれぞれが「これでよかったんだね」と言える解決をはかっていたきたいものです。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)